



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 私立学校法施行細則（総務私学課）…………… 1
- 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（情報産業振興課）……………11

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（総合情報政策課）……………11
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（総合情報政策課）……………12
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・3件（中小企業支援課）……………15
- 開発行為に関する工事の完了（南部土木事務所）……………15
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告・5件（下水道事務所）……………16
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・6件（下水道事務所）……………21

訓 令

- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課）……………31

収用委員会事項

- 公示による通知……………34

規 則

私立学校法施行細則をここに公布する。

令和2年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第1号

私立学校法施行細則

私立学校法施行細則（平成20年沖縄県規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）の実施のため、私立学校法施行令（昭和25年政令第31号。以下「政令」という。）及び私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（寄附行為の認可の申請）

第2条 法第30条第1項の規定による学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可の申請は、学校法人の設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校（以下「私立学校等」という。）を設置しようとする日の前日の1年前までに、学校法人寄附行為認可申請書（第1号様式）を提出して行わなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合には、沖縄県私立学校審議会に諮問し、答申を受けた上で、私立学校等を開設しようとする日の前日までに認可の可否を決定し、当該申請者に対しその旨を通知するものとする。

（寄附行為の補充の請求）

第3条 法第32条第1項の規定による寄附行為の補充の請求は、学校法人寄附行為補充請求書（第2号様式）を提出して行わなければならない。

（監査の報告）

第4条 法第37条第3項第5号の規定による所轄庁への報告は、監査報告書（第3号様式）を提出して行わなければならない。

（仮理事の選任）

第5条 法第40条の4の規定による仮理事の選任の請求は、仮理事選任請求書（第4号様式）を提出して行わなければならない。

（寄附行為変更の認可の申請）

第6条 法第45条第1項の規定による寄附行為の変更の認可の申請は、学校法人寄附行為変更認可申請書（第5号様式）を提出して行わなければならない。

2 法第45条第2項の規定による寄附行為の変更の届出は、学校法人寄附行為変更届（第6号様式）を提出して行わなければならない。

3 省令第4条第6項に規定する所轄庁が定める日は、新たに私立学校等を設置し、又は設置している私立学校等に新たに課程、学科若しくは部を設置しようとする日の前日の3月前の日とする。

4 省令第4条第10項に規定する所轄庁が定める日は、私立学校又は課程、学科若しくは部を廃止し、その職員組織等を基に、他の都道府県知事の所轄に属する私立学校又は他の課程、学科若しくは部を設置しようとする日の前日の3月前の日とする。

（解散の認可等の申請）

第7条 法第50条第2項の規定による学校法人の解散の認可又は認定の申請は、学校法人解散認可（認定）申請書（第7号様式）を提出して行わなければならない。

（解散の届出）

第8条 法第50条第4項の規定による学校法人の解散の届出は、学校法人解散届（第8号様式）を提出して行わなければならない。

（清算人の選任の申立て）

第9条 法第50条の4第2項の規定による清算人の選任の申立ては、清算人選任申立書（第9号様式）を提出して行わなければならない。

（清算人の届出）

第10条 法第50条の7の規定による清算人の届出は、清算人就職届（第10号様式）を提出して行わなければならない。

（清算終了の届出）

第11条 法第50条の14の規定による清算終了の届出は、清算終了届（第11号様式）を提出して行わなければならない。

（合併の認可の申請）

第12条 法第52条第2項の規定による学校法人の合併の認可の申請は、学校法人合併認可申請書（第12号様式）を提出して行わなければならない。

（準学校法人への準用）

第13条 第2条から前条までの規定は、法第64条第5項において準用する法第3章の規定に基づいてする準学校法人に係る申請、請求及び届出の手續について準用する。

（組織変更の認可の申請）

第14条 法第64条第6項の規定による学校法人及び準学校法人がそれぞれ準学校法人及び学校法人となることの認可の申請は、学校法人組織変更認可申請書（第13号様式）を提出して行わなければならない。

2 省令第9条第6項に規定する所轄庁が定める日は、学校法人が準学校法人になろうとし、又は準学校法人が学校法人になろうとする日の前日の3月前の日とする。

（登記の届出）

第15条 政令第2条第1項の規定による学校法人又は準学校法人が組合等登記令（昭和39年政令第29号）の規定により登記をしたときの届出は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを提出して行わなければならない。

(1) 組合等登記令第2条第1項の規定による設立の登記 設立登記済届（第14号様式）

(2) 組合等登記令第3条第1項の規定による変更の登記 変更登記済届（第15号様式）

（役員変更の届出）

第16条 政令第2条第2項の規定による理事若しくは監事が就任し、若しくは退任したとき、又は同項の規定による法第37条第2項の規定により理事（理事長を除く。以下この条において同じ。）が理事長の職務

を代理し、若しくは理事長の職務を行うこととなったとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときの届出は、役員変更届（第16号様式）を提出して行わなければならない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

所 在 地
学校法人名（仮称）
設立代表者名 印

学校法人 寄附行為認可申請書

学校法人 の設立を目的とする寄附行為の認可を受けたいので、私立学校法（第30条第1項、第64条第5項）において準用する同法第30条第1項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 寄附行為
- 2 設立趣意書
- 3 設立決議録
- 4 設立代表者の履歴書
- 5 役員 の 就任承諾書及び履歴書
- 6 役員のうち、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類
- 7 役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを証する書類
- 8 財産目録
- 9 寄附申込書
- 10 不動産の権利の所属についての登記所の証明書書類等
- 11 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- 12 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- 13 設立後2年間の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 14 監事が当該学校法人の理事、評議員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校等の教職員を含む。）と兼ねていないことを証する書類
- 15 負債を予定する場合は、法人全体の負債償還計画書（別紙）

別紙

負債償還計画書

	借入先	当初借入金額	借入年月	返済期限及び利率	申請時までの償還額	申請時の現在高	借入金に対する返済計画			借入金の目的
							認可前年度	認可年度	年度	
申請時現在	日本私立学校振興・共済事業団	千円	年月	年% (据置年)	千円	千円	千円 ()	千円 ()	千円 ()	使途： 抵当：
	小計									

の 負 債 残 高	銀 行														
	小 計	—	——												
	未払金														
	学校債														
	小 計	—	——												
申 請 時 以 降 の 借 入 予 定				——	——										
				——	——										
	小 計	—	——	——	——										
合 計		—	——												
年度末残高（元金のみ）															
合計年間償還額（元金+利息）【A】															
帰属収入【B】															
帰属収入に対する負債償還額（元金+利息）の割合【= A / B × 100】（短期借入金の元金を除く負債償還率） <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </table>										%	%	%	()	()	()
%	%	%													
()	()	()													

備考

- 1 法人全体についての負債（未払金及び申請時以後予定している負債を含む。）償還計画を年度ごとに作成すること。（ ）内には、当該年度分の利息の額を記入すること。
- 2 返済期間が終了するまでの期間の償還計画を作成すること。
- 3 借入目的（使途）欄には、借入目的（例えば、〇〇校舎建築費（〇〇千円）に充当等）及び抵当物件等を具体的に記載すること。
- 4 償還財源の内訳欄には、年度ごとに償還財源の内訳を詳細に記載すること。
- 5 「帰属収入に対する負債償還額（元金+利息）の割合」欄は、小数第1位まで記入すること。また、短期借入金がある場合は、当該短期借入金の元金を除く負債償還率を括弧書きで記入すること。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

利害関係人 住所
氏名 印

学校法人 寄附行為補充請求書

学校法人 〇〇〇の設立者が私立学校法第30条第1項各号に掲げる事項を定めないので死亡したので、私立学校法〔第32条第1項 第64条第5項において準用する同法第32条第1項〕の規定により、寄附行為の補充を請求します。

添付書類

- 1 補充しようとする事項を記載した書類
- 2 請求者と設立者との関係を記載した書類

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人

監事氏名 印

監査報告書

年 月 日現在における学校法人 の業務（又は財産）に関し監査したところ、下記
 のとおり不正の行為（又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実）があったので、私立学校法
 37条第3項第5号
 64条第5項において準用する第37条第3項第5号 } の規定により、報告します。
 記

- 1 監査実施年月日
- 2 監査立会人
- 3 監査内容
- 4 不正の行為（又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実）の内容

第4号様式（第5条関係）

沖縄県知事 殿

年 月 日

利害関係人 住所
氏名 印

仮理事選任請求書

学校法人 の仮理事を選任する必要があるので、私立学校法
 同法第40条の4 } の規定により、下記のとおり請求します。
 記

- 1 仮理事の住所、氏名及び生年月日
- 2 仮理事の選任を請求する理由
- 3 請求者と学校法人との関係
- 4 添付書類
 - (1) 仮理事の略歴を記載した書類
 - (2) 理事会の議事録の写し

第5号様式（第6条関係）

沖縄県知事 殿

年 月 日

法人所在地
学校法人名
理事長名 印

学校法人 寄附行為変更認可申請書

学校法人 の寄附行為を変更したいので、私立学校法
 45条第1項 } の規定により、関係書類を添えて申請します。
 添付書類

- 1 寄附行為の変更部分に係る新旧対照表
- 2 変更の事由を記載した書類
- 3 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

4 変更後の寄附行為

備考 寄附行為の変更が次の1から4までに該当する場合は、上記の関係書類のほかに、それぞれに掲げる書類を添付すること。

- 1 私立学校等を設置し、又は設置している私立学校等に課程、学科若しくは部（以下「課程等」という。）を設置する場合
 - (1) 財産目録
 - (2) 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
 - (3) 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
 - (4) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする書面
 - (5) 変更後2年間の事業計画及びこれに伴う収支予算書
 - (6) 申請年度の前年度の財産目録、貸借対照表及び収支決算書並びに申請年度の予算書
 - (7) 負債を予定する場合は、法人全体の負債償還計画書
- 2 私立学校等を廃止し、若しくは私立学校等に置いていた課程等を廃止する場合又は従来行っていた収益事業を廃止する場合
 - (1) 廃止する私立学校等若しくは課程等又は収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類
 - (2) 財産目録
 - (3) 変更後2年間の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 3 私立学校等又は課程等を廃止し、その職員組織等を基に、他の都道府県知事の所轄に属する私立学校等又は他の課程等を設置しようとする場合
 - (1) 財産目録
 - (2) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする書面
- 4 新たに収益事業を行う場合
 - (1) 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
 - (2) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする書面
 - (3) 変更後2年間の事業計画及びこれに伴う収支予算書
 - (4) 申請年度の前年度の財産目録、貸借対照表及び収支決算書並びに申請年度の予算書
 - (5) 負債を予定する場合は、法人全体の負債償還計画書

第6号様式（第6条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長名 印

学校法人寄附行為変更届

学校法人 の寄附行為を変更したので、私立学校法 { 第45条第2項
第64条第5項において準用する同法第45

条第2項 } の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 寄附行為の変更部分に係る新旧対照表
 - 2 変更の事由を記載した書類
 - 3 変更後の寄附行為
 - 4 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
- 備考 学校法人寄附行為変更届は、次の変更の場合に使用すること。
- 1 私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の設置廃止を伴わない名称の変更
 - 2 事務所の所在地の変更（ただし、所轄庁の変更を伴わない場合に限る。）

3 公告の方法の変更
第7号様式（第7条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長名 印

学校法人 解散認可（認定）申請書

学校法人 を解散したいので、私立学校法〔第50条第2項
第64条第5項において準用する同法第50条第2項〕
の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 解散の事由を記載した書類
- 2 理由書
- 3 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 5 財産目録

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
清算人氏名 印

学校法人解散届

学校法人 が解散したので、私立学校法〔第50条第4項
第64条第5項において準用する同法第50条第4項〕
の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 解散の事由を記載した書類
- 2 解散の年月日 年 月 日
- 3 学校法人の登記事項証明書

第9号様式（第9条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

利害関係人 住所
氏名 印

清算人選任申立書

学校法人 の清算人を選任したいので、法第50条の4第2項の規定により、下記のとおり申し立てます。

記

- 1 清算人の選任を申し立てる理由
- 2 清算人として選任を受けたい者
 - (1) 住所

(2) 氏名

3 添付資料

(1) 選任承諾書

(2) 清算人の履歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書

第10号様式（第10条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
清算人氏名 印

清算人就職届

学校法人 の清算人に就職したので、私立学校法〔第50条の7
第64条第5項において準用する同法第50条
の7〕の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

就職年月日 年 月 日

添付書類

- 1 学校法人の登記事項証明書
- 2 清算人の履歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書

第11号様式（第11条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
清算人氏名 印

清算終了届

学校法人 の清算が終了したので、私立学校法〔第50条の14
第64条第5項において準用する同法50条の14
〕の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 清算書
- 2 残余財産を受領した者の受領書の写し
- 3 学校法人の登記事項証明書

第12号様式（第12条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長名 印
法人所在地
学校法人名
理事長名 印

学校法人合併認可申請書

学校法人 と学校法人 とを合併したいので、私立学校法 第52条第2項
第64条第5項において準
用する同法第52条第2項 の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
- 3 私立学校法第55条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類
- 4 合併契約書
- 5 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人について、次に掲げる書類
 - (1) 寄附行為
 - (2) 役員の就任承諾書及び履歴書（合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に係る就任承諾書）
 - (3) 合併後2年間の事業計画及び収支予算書
 - (4) 設置する私立学校の学則
- 6 合併前の各学校法人について、次に掲げる書類
 - (1) 寄附行為
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 財産目録
 - (4) 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
 - (5) 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
 - (6) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

第13号様式（第14条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長名 印

学校法人組織変更認可申請書

学校法人の組織を変更したいので、私立学校法第64条第6項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 寄附行為の変更部分に係る新旧対照表
- 2 変更の事由を記載した書類
- 3 理由書
- 4 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
- 5 役員の就任承諾書及び履歴書
- 6 役員の中に、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類
- 7 役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを証する書類
- 8 財産目録
- 9 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
- 10 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

- 11 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- 12 組織変更後2年間の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 13 申請年度の前年度の財産目録、貸借対照表及び収支予算書並びに申請年度の予算書
- 14 負債を予定する場合は、法人全体の負債償還計画書

第14号様式（第15条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理 事 長 名 印

設立登記済届

学校法人 〃 の設立登記を完了したので、私立学校法施行令第2条第1項の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

第15号様式（第15条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理 事 長 名 印

変更登記済届

学校法人 〃 の次の事項に変更が生じ、変更の登記が完了したので、私立学校法施行令第2条第1項の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

変更した事項

- 1 目的及び業務
- 2 名称
- 3 事務所の所在場所
- 4 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 5 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 6 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- 7 資産の総額
- 8 設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称
- 9 従たる事務所の新設又は移転

※ 該当する事項の番号に○を付すること。

第16号様式（第16条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理 事 長 名 印

役員変更届

学校法人 〃 の役員を変更したので、私立学校法施行令第2条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

新・旧・重任の別	理事・理事長・監事の別	氏名	住所	就任（退任）年月日
----------	-------------	----	----	-----------

添付書類

- 1 役員の就任承諾書及び履歴書
- 2 役員のうち、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類
- 3 役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを証する書類
- 4 監事が当該学校法人の理事、評議員又は職員（当該学校法人の設置する学校の教職員を含む。）と兼ねていないことを証する書類
- 5 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
- 6 新旧役員名簿

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第2号

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和元年沖縄県条例第55号）の施行期日は、令和2年3月11日とする。

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 RPAライセンス及びRPAライセンス管理サーバ等の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和2年2月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) ネットワークの構築又は情報システムの構築に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
- カ ネットワークの構築又は情報システムの構築に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- キ その他知事が定める書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県企画部総合情報政策課ホームページからダウンロードすること。
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036
- (3) 申請書等の受付期間 令和2年2月27日(木曜日)から同年3月17日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和2年6月30日(火曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するRPAライセンス及びRPAライセンス管理サーバ等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 RPAライセンス及びRPAライセンス管理サーバ等(以下「機器等」という。)の賃貸借(設置及び設定業務を含む。以下同じ。)一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 令和2年2月21日付け沖縄県公報定期第4817号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格

- 及び申請方法等についての公告（総合情報政策課）による入札参加資格を有すると認められた者
- イ 機器等の設置、設定及びライセンスのインストール業務体制証明書を令和2年3月17日（火曜日）までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置、設定及びライセンスのインストールを期限までに円滑に行うことができること並びに当該機器等に障害が発生した場合において、翌営業日以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
- ウ 納入しようとする器機等の機能等証明書を令和2年3月17日（火曜日）までに3(2)の場所に提出し、当該器機等を納入することができることを証明した者
- (2) 共同で入札に参加する場合の入札参加の資格 共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を令和2年3月17日（火曜日）までに3(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けなければならない。
- ア 自主的に結成された共同企業体であること。
- イ 共同企業体の構成員の数は2又は3社とし、各構成員は(1)アに該当する者であること。
- ウ 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
- エ 各構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2社の場合にあっては30パーセント以上、3社の場合にあっては20パーセント以上でなければならない。
- オ 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。出資比率が同じ場合は、構成員の互選によりこれを定めること。
- カ 共同企業体として(1)イ及びウの要件を満たすこと。
- (3) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和2年2月27日（木曜日）から同年3月17日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和2年2月27日（木曜日）から同年3月17日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036 ホームページ<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/joho/index.html>
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和2年4月2日（木曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県庁舎14階総合情報政策課OA研修室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和2年2月27日（木曜日）から同年3月17日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 4(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企画部総合情報政策課
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和2年4月2日（木曜日）午前11時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県企画部総合情報政策課に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Bids to be tendered
Lease of RPA licenses and the server equipments for the license supply.
(this includes duties concerning installation and set-up.)
 - (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased equipments, along with their hardware and software specifications etc.
 - (3) Delivery period and place
Will be specified on our explanatory pamphlet.
 - (4) Period and place to submit a bid eligibility application form
Period: From 27 February, 2020 through 17 March, 2020 (Except for Saturday and Sunday)
Place: Comprehensive Information Policy Division, Department of Planning,
Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki Naha City Okinawa Prefecture Japan
 - (5) Bid due date and time
April 2, 2020 (Thursday) 2:00 p.m.
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Thursday April 2, 2020.)
 - (6) Bid opening
Date and Time: April 2, 2020 (Thursday) 2:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Comprehensive Information Policy Division, OA Training Room
 - (7) Division in charge
Comprehensive Information Policy Division
Department of Planning
Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan

Telephone number 81-98-866-2036

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス石川店 うるま市石川一丁目44番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 多田高志
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和2年2月21日から同年3月21日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス津嘉山店 那覇市字仲井真東オフリー原374番1及び375番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 多田高志
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和2年2月21日から同年3月21日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス糸満店 糸満市字潮平611番7ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 多田高志
- 3 法第8条第1項の規定による糸満市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和2年2月21日から同年3月21日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月21日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年6月10日 沖縄県指令南土第274号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波西原592番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊崎1番地1165カサフェンテファミリア3-D 賀数円、豊見城市字豊崎1番地1165カサフェンテファミリア3-D 賀数景子
- 5 検査済証番号 令和元年11月8日 N第1015号
- 6 工事完了年月日 令和元年10月23日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

沖縄県下水道事務所長 金城 光 祐

- 1 調達する物品等の種類 次亜塩素酸ナトリウム
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品を安定的に供給できること。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
 - ウ 安定供給保証書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月11日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和3年3月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する次亜塩素酸ナトリウムに係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

沖縄県下水道事務所長 金城 光 祐

1 調達する物品等の種類 ポリ硫酸第二鉄

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(2) 購入物品を安定的に供給できること。

(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書

ウ 安定供給保証書

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

(3) 申請書等の受付期間 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月11日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和3年3月31日（水曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するポリ硫酸第二鉄に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

沖縄県下水道事務所長 金城 光 祐

- 1 調達する物品等の種類 高分子凝集剤（脱水用）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品を安定的に供給できること。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
 - ウ 安定供給保証書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月11日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和3年3月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次

に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する高分子凝集剤（脱水用）に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

沖縄県下水道事務所長 金城光祐

- 1 調達する物品等の種類 高分子凝集剤（濃縮用）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品を安定的に供給できること。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
 - ウ 安定供給保証書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月11日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨

- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和3年3月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する高分子凝集剤（濃縮用）に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

沖縄県下水道事務所長 金城光祐

- 1 調達する物品等の種類 消化ガス発電設備部品
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 過去5年間に購入物品又はこれと類似する物に係る製造実績又は納入実績を有する者であること。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
 - ウ 納入実績証明書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月11日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和3年3月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する消化ガス発電設備部品に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

沖縄県下水道事務所長 金城光祐

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 次亜塩素酸ナトリウム 965,000リットル（予定）
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和3年3月31日（水曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター及び沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和2年2月21日付け沖縄県公報定期第4817号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による次亜塩素酸ナトリウムの調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月11日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月9日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和2年4月2日（木曜日）午前9時30分
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付す

ること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月9日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
- (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和2年4月1日（水曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Sodium hypochlorite about 965,000ℓ to be used at Naha Sewage Treatment Center and Ginowan Sewage Treatment Center
- (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2021
- (3) DATE OF BIDS
9:30 a.m. April 2, 2020
- (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office

3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

沖縄県下水道事務所長 金城光祐

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 ポリ硫酸第二鉄 2,271,000キログラム（予定）
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和3年3月31日（水曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター及び沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和2年2月21日付け沖縄県公報定期第4817号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるポリ硫酸第二鉄の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月11日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月9日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年4月2日（木曜日）午前10時30分
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月9日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
- (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和2年4月1日(水曜日)午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polyferric sulfate about 2,271,000kg to be used at Naha Sewage Treatment Center and Ginowan Sewage Treatment Center
- (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2021
- (3) DATE OF BIDS
10:30 a.m. April 2, 2020
- (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

沖縄県下水道事務所長 金城光祐

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 高分子凝集剤(脱水用) 115,500キログラム(予定)
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和3年3月31日(水曜日)
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和2年2月21日付け沖縄県公報定期第4817号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による高分子凝集剤(脱水用)の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所で配付

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 令和2年2月25日(火曜日)から同年3月11日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 令和2年2月25日(火曜日)から同年3月9日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和2年4月3日(金曜日)午前9時30分
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和2年2月25日(火曜日)から同年3月9日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和2年4月2日(木曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polymer flocculant about 115,500kg to be used at Naha Sewage Treatment Center
- (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2021
- (3) DATE OF BIDS
9:30 a.m. April 3, 2020
- (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

沖縄県下水道事務所長 金城 光 祐

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 高分子凝集剤（脱水用） 54,300キログラム（予定）
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和3年3月31日（水曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和2年2月21日付け沖縄県公報定期第4817号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による高分子凝集剤（脱水用）の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月11日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月9日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年4月3日（金曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までには沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札

- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月9日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和2年4月2日（木曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polymer flocculant about 54,300kg to be used at Ginowan Sewage Treatment Center
 - (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2021
 - (3) DATE OF BIDS
10:00 a.m. April 3, 2020
 - (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

沖縄県下水道事務所長 金城光祐

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 高分子凝集剤（濃縮用） 35,800キログラム（予定）
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和3年3月31日（水曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和2年2月21日付け沖縄県公報定期第4817号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による高分子凝集剤（濃縮用）の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月11日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月9日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年4月3日（金曜日）午前10時30分
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までには沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月9日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県下水道事務所

- (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和2年4月2日(木曜日)午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polymer flocculant about 35,800kg to be used at Naha Sewage Treatment Center
- (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2021
- (3) DATE OF BIDS
10:30 a.m. April 3, 2020
- (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

沖縄県下水道事務所長 金城光祐

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する物品等の名称及び数量 消化ガス発電設備部品 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和3年3月31日(水曜日)
- (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和2年2月21日付け沖縄県公報定期第4817号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による消化ガス発電設備部品の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和2年2月25日(火曜日)から同年3月11日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和2年2月25日(火曜日)から同年3月9日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで。
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和2年4月3日(金曜日)午後2時

- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和2年2月25日（火曜日）から同年3月9日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
- (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和2年4月2日（木曜日）午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Parts of sewage digestion gas power generation facility 1set
- (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2021
- (3) DATE OF BIDS
2:00 p.m. April 3, 2020
- (4) POINT OF CONTACT

Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

訓 令

沖縄県訓令第1号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「定型環自12 第二種特定鳥獣管理計画の決定」を「定型環自12 第二種特定鳥獣管理計画の決定
定型環自13 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の決定」に、「定型環自13」を「定型環自14」に、「定型環自14」を「定型環自15」に、「定型環自15」を「定型環自16」に、「定型環自16」を「定型環自17」に、「定型環自17」を「定型環自18」に、「定型環自18」を「定型環自19」に、「定型環自19」を「定型環自20」に、「定型環自20」を「定型環自21」に、「定型環自21」を「定型環自22」に、「定型環自22」を「定型環自23」に、「定型環自23」を「定型環自24」に、「定型環自24」を「定型環自25」に、「定型環自25」を「定型環自26」に、「定型環自26」を「定型環自27」に、「定型環自27」を「定型環自28」に、「定型環自28」を「定型環自29」に、「定型環自29」を「定型環自30」に、「定型環自30」を「定型環自31」に、「定型環自31」を「定型環自32」に、「定型環自32」を「定型環自33」に、「定型環自33」を「定型環自34」に、「定型環自34」を「定型環自35」に、「定型環自35」を「定型環自36」に、「定型環自36」を「定型環自37」に、「定型環自37」を「定型環自38」に、「定型環自38」を「定型環自39」に、「定型環自39」を「定型環自40」に、「定型環自40」を「定型環自41」に、「定型環自41」を「定型環自42」に、「定型環自42」を「定型環自43」に、「定型環自43」を「定型環自44」に、「定型環自44」を「定型環自45」に、「定型環自45」を「定型環自46」に、「第6節 国民健康保険課」を「第6節 国民健康保険課
定型保国1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数」に、「定型農政3 農業振興地域整備計画の変更」を「定型農政3 農業振興地域整備計画の変更」に、「定型農政4 農用地利用配分計画の認可の申請」に変更し、「定型農政5」を「定型農政4」に、「定型農政6」を「定型農政5」に、「定型農政7」を「定型農政6」に、「定型農政8」を「定型農政7」に、「定型農政9」を「定型農政8」に、「定型商労1 技能検定の実施」を「定型商労1 技能検定の実施
定型商労2 職業訓練指導員試験の実施」に改める。

本則中「平成__年」を「令和__年」に、「平成__年」を「令和__年」に改める。

定型総行1告示の根拠中「第252条の36第5項」を「第252条の36第6項」に改める。

第5章第4節中定型環自45を定型環自46とし、定型環自13から定型環自44までを1定型ずつ繰り下げ、定型環自12の次に次の1定型を加える。

定型環自13 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の決定
行為の根拠 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項
告示の根拠 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第4項において準用する同法第4条第5項

沖縄県告示第 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第1項の

規定により、次のとおり指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めた。

令和__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 指定管理鳥獣の種類
- 2 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、内容及び実施体制
- 5 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- 6 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(「次のとおり」は、省略し、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護課において縦覧に供する。)

注意 告示の内容中に「次のとおり」がない場合は、括弧書きは表示しないこと。

第6章の2第6節に次の1定型を加える。

定型保国1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数

行為の根拠 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項

告示の根拠 国民健康保険法施行条例施行規則第4条

沖縄県告示第__号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数を次のように定め、令和__年__月__日から適用する。

なお、令和__年沖縄県告示第__号（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数）は、令和__年__月__日限り廃止する。

令和__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

区分	数
政令第9条第3項の医療費指数反映係数	
政令第9条第5項の一般納付金所得係数	
政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	
政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数	
政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	
政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	
政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	
政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	
政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	
政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	

定型農政4を削る。

定型農政5行為の根拠中「第18条第1項」を「第18条第5項」に改め、同定型告示の根拠中「第18条第5

項」を「第18条第7項」に改め、同定型告示文中「第18条第1項」を「第18条第5項」に改め、同定型を定型農政4とし、定型農政6を定型農政5とし、定型農政7を定型農政6とする。

定型農政8行為の根拠中「第43条第1項」を「第41条第1項」に改め、同定型公告の根拠中「第43条第2項」を「第41条第2項」に改め、同定型告示文中「第43条第1項」を「第41条第1項」に改め、同定型を定型農政7とする。

定型農政9行為の根拠中「第43条第2項」を「第41条第2項」に改め、同定型告示の根拠中「第43条第3項」を「第41条第3項」に改め、同定型告示文中「第43条第2項」を「第41条第2項」に改め、同定型を定型農政8とする。

第8章第8節に次の1定型を加える。

定型商労2 職業訓練指導員試験の実施

行為の根拠 職業能力開発促進法第30条第1項

公告の根拠 職業能力開発促進法施行規則第45条第2項

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 実施職種 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11の免許職種の欄に掲げる全ての免許職種

2 試験科目

3 受験資格

(1) 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者

イ 省令第45条の2第2項各号又は同条第3項各号のいずれかに該当する者のうち、省令第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除となる者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験期日

5 試験場所

6 受験申請の手続

(1) 受験申請書類

(2) 申請書類の提出先

(3) 申請書類の受付期間

(4) 受験手数料

(5) 受験票の交付

7 合否判定の基準

8 合格者の発表

9 試験結果の開示

開示する内容	開示請求期間	開示請求場所

10 その他

定型土建9行為の根拠中「第48条第13項」を「第48条第15項」に改め、同定型公告の根拠中「第48条第14項」を「第48条第17項」に改め、同定型告示文中「第48条第13項」を「第48条第15項」に改め、「第12項ただし書」の次に「、第13項ただし書、第14項ただし書」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年2月21日から施行する。

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第2号

収用しようとする土地 宮古島市平良字西里立行1140番1

土地所有者 不明ただし、土地登記簿表題部所有者砂川泰位の法定相続人本村昌子 住所不明 又はその相続人 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

宮古島市総合庁舎及び宮古島市保健センター整備事業裁決申請等事件に係る令和2年2月12日付け審理の開催についての通知書

（注意）上記書類を受領しないときは、令和2年3月13日をもってその書類の通知があったものとみなされます。

令和2年2月21日

沖縄県収用委員会

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---